

# 寄付金控除のご案内



## 個人が寄付する場合

### 個人が寄附する場合の控除

これまで所得控除として扱われていた寄付による控除が「税額控除」「所得控除」どちらに適用するかを寄付者様（＝納税者）が選択できるようになりました。

#### ①税額控除（寄附金特別控除）

税額控除額は「その年の所得税額の25%」を限度額とする。

#### ②所得控除（寄附金控除）

年間の寄付金額は「同年の総所得金額等の40%」を限度額とする。

### （例） ■ 年収500万円の世帯における実際の減税額

	1万円の寄付	5万円の寄付	10万円の寄付
①税額控除（寄付金額－2,000円）×40%	3,200円	19,200円	39,200円
②所得控除（寄付金額－2,000円）×10%	800円	4,800円	9,800円

税額控除のほうがお得で所得控除を選択する必要などないのでは？とお考えの方もいらっしゃるかもしれません。実は“高額所得者が、ある程度の額以上を寄付したとき”に所得控除を選んだほうが減税額が大きくなる場合があります。詳しくはお住まいの地域の条例を確認してください。



## 法人が寄付する場合

### 法人が寄附する場合の損金算入限度額

社会福祉法人への寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金と合わせ、一般寄附金の損金算入限度額とは別に「特別損金算入限度額」の範囲内で損金に算入できます。税制改正により損金算入限度額が拡大しました。

※2012年4月1日以降開始の事業年度から適用。

◆一般寄附金の損金参入限度額  $(\text{資本金等} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

◆特別損金参入限度額  $(\text{資本金等} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

社会福祉法人に対する寄附金合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分は一般寄附金に含めて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

#### ＜住民税控除について＞

個人住民税の寄附金税制が拡充され、一部の都道府県・市区町村では、条例の指定により、法人に寄附をした個人は、確定申告によって、所得税控除に加えて個人住民税の控除も受けられるようになりました。

条例での指定状況については、お住いの都道府県税事務所・各市町村の微税窓口にお問い合わせください。

#### ＜控除を受けるための手続き＞

領収書に記載の寄附金受領日を含む事業年度の確定申告の際に、申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、当法人の発行した「領収書」を保管してください。

#### ＜領収書の発行について＞

領収書は、いただいた「寄附金」に対して、その都度お送りいたします。

なお、領収書の再発行はできませんので、申告時まで大切に保管してください。

領収書の宛名は、原則としてご寄付の際にお知らせいただいたお名前になります。連名の領収書は確定申告には使えません。宛名の訂正が必要な場合はお知らせください。